

電気の子メーターの有効期限が過ぎていませんか？

証明用電気計器（子メーター）とは、貸しビル、アパートなどでオーナーが一括して支払った電気料金を各室の使用量に応じて配分するために用いられるメーターをいいます。

計量法（第16条）では、「検定を受けたもの・有効期間内のもの」でなければ取引又は証明における計量に使用してはならないことになっています（罰則規定172条）。

当事者間のトラブルを未然に防ぐためにも、計量法を遵守されることをお願いします。

なお、計量法による電気の子メーターの検定有効期間確認のための立入検査は、行政機関（各地方自治体の計量検定所、計量検査所）自身によって行われています。民間その他の機関が経済産業省や日本電気計器検定所の指導や委託等を受けて調査や立入検査を行うことはありません。

有効期限は検定ラベル等に表示してあります。

検定ラベル（検定に合格したもの）

平成23年3月まで 平成23年4月から



有効期限
平成33年3月を示す。平成40年4月を示す。

適合ラベル（自主検査に合格したもの）

平成23年3月まで 平成23年4月から



有効期限
平成33年3月を示す。平成40年4月を示す。

単独計器



変成器付計器

検定証印



平成21年1月1日から

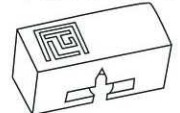
検定票

札 37 4

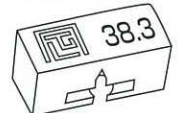
(ファイバー)
有効期限
平成37年4月を示す。

封印キャップ
(検定ラベルの場合)

平成28年4月から

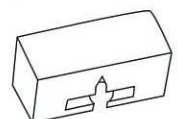


平成28年3月まで



有効期限
平成38年3月を示す。

封印キャップ
(適合ラベルの場合)



有効期限が切れると
罰則規定があるヨ...



◆計量法、検定及び修理・取替工事などに関しては、裏面の組織・機関にお問い合わせください。

※無断転載・複製を禁じます。

北海道地区証明用電気計器対策委員会

事務局 日本電気計器検定所 北海道支社内

〒063-0834 札幌市西区発寒14条13丁目2番8号

TEL 011-668-2437 FAX 011-668-2438